



# 水泳大会 障害区分表

		障 害 区 分	障害区分番号	
肢 体 不 自 由	1	上肢	手部切断	1
			片前腕切断または、片上肢不完全	2
			片上腕切断または、片上肢完全	3
			両前腕切断または、両上肢不完全	4
			両上腕切断または、両上肢完全、片前腕および片上腕切断	5
		下肢	片下腿切断または、片下肢不完全	6
			片大腿切断または、片下肢完全	7
			両下腿切断または、両下肢不完全	8
			両大腿切断または、両下肢完全、片下腿および片大腿切断	9
		上下肢	片上肢切断および片下肢切断、片上肢不完全および片下肢不完全	10
	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全、 両上肢不完全および両下肢不完全		11	
	2	車いす常用 脳原性麻痺以外で	体幹	12
			第7頸髄まで残存	13
	第8頸髄まで残存		14	
	下肢麻痺で座位バランスなし		15	
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	下肢麻痺で座位バランスあり	16
			四肢麻痺（車いす常用）または、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	17
			両下肢麻痺または、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	18
			片側障害で片上肢機能全廃	19
			その他の片側障害で走不能	20
4		その他走可能	21	
		浮具使用	22	
視覚障害者		視力0から0.01まで	23	
		その他の視覚障害	24	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害		聴覚障害	25	
知的障害			26	
内部障害			27	
精神保健			28	

## 【障害区分の説明】

- 1 完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、補装具なしでは体重を支えきれないもの。
- 2 体幹障害とは、脳原性麻痺を除く脊柱障害のもの（脊柱側弯など）。
- 3 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。肘関節離断は上腕切断となる。指および手のひらの切断は手部切断となる。
- 4 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合には、7級に認定された障害の区分で競技に参加してもよいが、多肢切断や両上肢障害などのように、複数の部位の切断や機能障害の場合には、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。
- 5 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準になる。背もたれのない椅子に座り両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランス有り」と判断する。
- 6 肢体不自由者2で、頸髄や脊髄損傷以外のもは、筋力評価等によって適用する区分に入れる。
- 7 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害である。
- 8 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。
- 9 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。
- 10 競技上の注意
  - ① 身体障害が重複している場合でも、同一の大会では、同じ障害区分で参加すること。
  - ② 上腕切断が前腕切断で参加するように、より軽度の区分での参加は認めない。